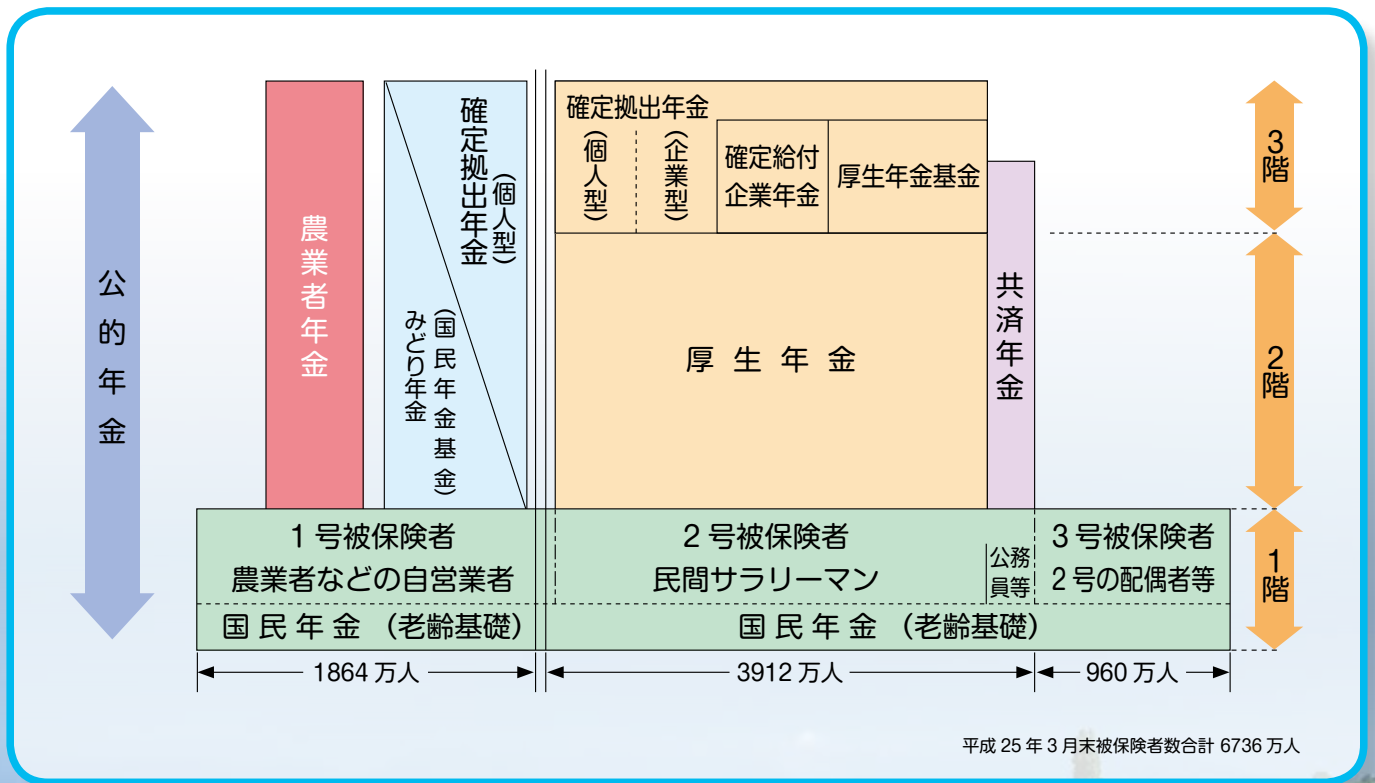


公的年金制度



公的年金②

農家のための農業者年金

農業者年金は、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的として構築されました。農業者年金制度は昭和45年当時に構築された「旧制度」と、平成14年1月以降の「新制度」に大別されます。本号では前号に引き続き公的年金を特集し、これから農業者年金に加入される方を対象とした「新制度」の魅力をお伝えします。

公的年金で予測できないリスクに備える

わが国の公的年金制度は、国民全員が加入する国民年金に加え、国民年金の上乗せ部分としてサラリーマンや法人の役員等が加入する厚生年金、公務員等が加入する共済年金があります。法人化していない個人農家は国民年金のみに加入することとなり、厚生年金や共済年金に加入しているサラリーマン等と比べると大きな格差がありました。こうした格差を是正するため、全国の農家や農業関係者が中心となって、農家でもサラリーマン並の年金が受け

取れる仕組みとして構築されたのが農業者年金です。今の農業者年金は確定拠出型であることや保険料の税制優遇措置が得られるなど多くの魅力を備えています。老後になったときに「制度を知らなかった」ということがないようにしたいものです。

1. 農業者年金の魅力

(1) 財政方式 農業者年金制度は、自分の将来の

年金資産を自分で積み立てる「積立方式（確定拠出型）」であり、年金加入者数・受給者数に左右されにくいという特徴があります。また、給付時は加入者の保険料に年金の運用益を加えて年金額を算出します。

(2) 保険料

保険料は月額2万円から6万7千円まで千円単位で加入者自身が設定できます。また、保険料はいつでも変更することができます。

(3) 税制の優遇措置

その年に実際に納付した農業者年金の保険料は、その全額が社会保険料控除の対象となります。

(4) 終身年金

受け取る年金（農業者老齢年金）は、原則65歳から死ぬまで生涯受け取ることができ、受給開始年齢を60歳に繰上げすることもできます。

(5) 死亡一時金

生涯受給できることが農業者年金の大きな魅力ですが、80歳前に死亡した場合でも、80歳到達月までに受給する予定だった年金相当額が遺族に対して支払われます。

(6) 政策支援

長期間農業に取り組む担い手に対して、一定要件の下で保険料の国庫補助を受けられ

表1 年金資産の運用状況

年度	総合収益(百万円)	修正総合利回り
平成14年度	△563	△4.65%
15	1,852	5.99%
16	1,690	3.40%
17	6,603	9.80%
18	2,923	3.27%
19	△5,047	△4.73%
20	△10,765	△9.25%
21	10,849	9.14%
22	△82	△0.06%
23	3,566	2.36%
24	15,631	9.62%
25	14,213	7.75%

※平成14年度から25年度までの平均運用利回りは年率2.53%

る政策支援加入への加入が認められます。政策支援加入を受けた場合、受け取る年金額は農業者老齢年金に加えて、特例付加年金を受け取ることができます。

(7) 堅実な運用実績

農業者年金は、保険料を運用することで保険料に運用益を上乗せして年金を受け取ることができます。農業者年金の保険料を運用する（独）農業者年金基金では、大切な保険料を堅実に運用するため、長期的に安定した運用益を上げることが目標とした運用手法を採用しています（表

1)。

また、運用収益がマイナスとなった場合に備えて準備金を積み立てています。

2. 加入要件

農業者年金は、次の3つの要件を満たせば誰でも加入することができます（表2）。加入は最寄りの市町村農業委

表2 農業者年金加入要件について

(1) 20歳以上60歳未満
(2) 国民年金の第1号被保険者で、保険料納付免除者でないこと ※農業の場合は個人農家の事業主だけでなく、その配偶者、後継者も第1号被保険者として加入します。
(3) 年間60日以上農業に従事する者
※農業者年金への加入は、国民年金の付加年金にも加入する必要があります（付加保険料の納付）。 ※「付加年金」とは、国民年金保険料に月額400円を上乗せして納付することで、年金を上乗せして受け取る制度です。2年受給すれば元が取れる有利な年金です。

員会またはCVで申し込みます。

3. 加入の種類

農業者年金は、「通常加入」と「政策支援加入」があります。

(1) 通常加入

通常加入では、「2. 加入要件」を満たした者であれば申し込むことができます。60歳に到達するまでに保険料支払い期間が1か月以上あれば、年金を受け取ることができます。

(2) 政策支援加入

農業の担い手の中でも、長期間農業に取り組み、農業の発展と食料の安定供給に貢献することが期待される農業者については、一定要件の下、保険料の国庫補助を受けることができます（表3）。

① 保険料納付期間

農業者年金保険料の納付期間が20年以上見込まれることが旧制度加入者のうち脱退一時金

や特例脱退一時金を受給していない者は旧制度の保険料納付期間も合算できます。

② 所得要件

必要経費等控除後の農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）が年間900万円以下であること

③ 保険料

月額20,000円
※表3の区分により、5割から2割の保険料補助が受けられます。

④ 補助期間

最長20年間

4. 受給見込み額

農業者年金は、納付した保険料とその運用収益により年金額が決まる確定拠出方式を採用しています。このため、将来受け取る年金額は年金の運用収益により変動することとなりますが、表1で示した通り、農業者年金の過去

表3 政策新加入の補助対象者区分

区分	補助対象者	保険料補助額（納付保険料）	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告納税者	1万円 (1万円)	6千円 (1万4千円)
2	認定就農者で青色申告納税者		
3	区分1又は2に該当する経営者と家族経営協定を締結して経営に参画する配偶者又は直系卑属		
4	認定農業者又は青色申告納税者の一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6千円 (1万4千円)	4千円 (1万6千円)
5	35歳未満の直系卑属の農業後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告納税者となることを約束した者		—



12年間の運用成績は年率2.53%です。通常加入で月額保険料2万円、65歳以降の予定利率を1.05%とした

表4 年金額試算表

加入年齢	納付期間	性別	年金額（年額）	
			運用利回り 2%	運用利回り 3%
20歳	40年	男性	約73万円	約92万円
		女性	約63万円	約79万円
30歳	30年	男性	約50万円	約60万円
		女性	約43万円	約51万円
40歳	20年	男性	約31万円	約35万円
		女性	約26万円	約30万円
50歳	10年	男性	約14万円	約15万円
		女性	約12万円	約13万円

※保険料月額2万円、65才以降の予定利率1.05%の場合 出典：全国農業会議所 農業者年金制度と加入推進

場合の年金額の目安を運用利回り別に試算したものが表4です。
表4からも分かる通り、農業者年金は若いうちから加入するほど将来受け取る年金額が多くなります。若いうちは老後はまだまだ先のことと思いがちですが、20代、30代のうちから少額でも積み立てておくことが将来の経済的不安への備えとなります。
その他、農業者年金について詳細を調べる場合は、(独)農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金 相談室
ダイヤルイン：03(35002)3100
ホームページ：http://www.nounen.go.jp

ニッポンNEWS

こんなニュースがありました

NEWS-1 GAPで変わる 農業経営

2014年08月20日刊／全国農業新聞

今回はGAPの重要な3本柱のテーマである、労働安全について解説したい。

農業経営体は、最近は大きな法人も出てきたが、それでも中小企業の弱点の一つが人材。社長や社長の右腕になっている社員がけがをしたり、亡くなったりしただけで農家の経営は傾く。農家にとって労働安全は細心の注意を払うべき分野である。

皆さんは、農作業中の労働事故で年間どれくらいの方が死亡しているかご存じだろうか。建設業との比較で2010年の数値をみると、農業では398人死亡している。過去30年間ずっと約400人前後で推移しており、きわめて深刻な問題である。死亡には至らない農作業中の労働事故はその数倍以上はあると考えて良い。

建設業の作業中の死亡事故は、30年前は年間2500人ほどだったが、毎年の労働安全運動により10年には365人にまで減

らしている。

農作業中の死亡事故の原因だが、「乗用型トラクター」による事故が114件（全体の29%）で最も多く、うち84件が「機械の転落・転倒」であり、10件が「回転部等への巻き込まれ」である。次いで「歩行型トラクター」が50件（16%）と多く、「圃場・道路からの転落」が34件（9%）、「熱中症」も26件（7%）ある。

JGAPでは労働安全のために19の管理基準を設け、けがの少ない農業現場を実現するためのポイントをまとめてある。例えば、危険な作業や圃場の一覧表を作ることを求めている。その上で、それらの作業ごとに注意点やルールや担当者を定め、従業員への周知徹底も求めている。トラクターのフレームの設置や、火災を防ぐための燃料の保管方法、事故時の応急処置や労災保険の加入も基準になっている。

大切な家族や従業員を守るために、農業経営者は労働安全に取り組むべきであり、そのための道具としてGAPはとても有用である。

農業の雇用と労務に関するご相談や質問をお寄せください

月刊かわらばん 9月号
発行元：全国農業会議所・全国新規就農相談センター 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル2階
TEL：03(6910)1126 FAX：03(3261)5131 Eメール：roumu@nca.or.jp
農業雇用改善推進事業ホームページ http://www.nca.or.jp/Be-farmer/roumu/
デザイン制作：株式会社あーす